

社会福祉法人恵光会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵光会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員を併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、法人を主たる勤務場所とし、原則週3日以上役員として勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、前号に該当する者以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対する報酬等の支給については、次のとおりとする。

- (1) 常勤役員には、職務執行の対価として報酬及び役員賞与を支給する。
- (2) 非常勤役員には、職務の対価として報酬を支給する。ただし、法人の職員としての身分を有している者を除く。
- (3) 評議員には、職務の対価として報酬を支給する。
- (4) 常勤役員が辞任したときは、理事会の承認を得て退職慰労金を支給することができる。ただし、常勤役員を辞任した後も引き続いて非常勤役員に就任している場合は、その役員を辞任したときとする。

(報酬等の額)

第4条 常勤役員の報酬の額は、別記1に定めるとおりとする。報酬の額については、経営及び勤務の状況等を踏まえて、理事長が理事会の承認を得て定める。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬の額は、別記2に定めるとおりとする。
- 3 役員賞与の支給額は、法人の職員を対象にした「賞与支給規程」の規定を準用して算出した額以内の額とする。
- 4 退職慰労金の額は、最後に受給した報酬月額に、在任年数（1年未満は月割とし、1月未満は切り捨てる。）及び0.5を乗じて算出した額の範囲内とする。ただし、在任年数のうち、法人の職員として給与を受けていた期間を除くものとする。

(費用弁償)

第5条 役員等がその職務の執行に当たって負担した経費については、この請求があったときは、遅滞なく支払うものとし、また、前払いの必要な経費については、前もって概算払いをし、後日清算することができるものとする。

- 2 常勤の役員には、通勤に要する交通費をこの法人の職員通勤手当支給基準に準じて支給するものとする。
- 3 非常勤役員及び評議員の交通費については、その都度実費を支給するものとする。
- 4 役員等が出張する場合には、その出張に要する旅費（宿泊費を含む）をこの法人の職員出張旅費基準に準じて支給するものとする。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤理事の報酬は、毎月15日に支給する。ただし、支給日が土日、祝祭日に当たるときは、翌営業日に支給するものとする。

2 非常勤役員等の報酬等及び役員等の旅費については、必要の都度支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、現金により本人に支給するものとする。ただし、本人の同意を得て本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(補則)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て別に定める。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日公布し、令和3年6月13日から施行する。

ただし、第3条第2号ただし書（法人の職員としての身分を有している者には報酬を支給しない。）の規定については、令和3年4月1日から適用する。

2 この規程の施行日以前に選任された役員等が任期最後の定時評議員会に出席した日が、この規程の施行日以降であるときは、報酬の額は、なお従前の例による。

3 平成29年6月13日から施行の「社会福祉法人恵光会役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程」は、全部改正により廃止する。

別記1 常勤役員の報酬の額

常勤役員である理事長の報酬は、月額75万円以内の額とする。

別記2 非常勤役員及び評議員の報酬の額

1 理事会及び評議員会に出席の都度、1日当たり12,000円とする。

2 監査業務に従事の都度、1日当たり24,000円とする。

3 これらにより難しいときは、別途、理事長が定める。